平成２９年（フ）第４２６号
名古屋市南区明円町372番地　明円荘101号
債務者　西尾　和人
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４８０号
愛知県東海市名和町前郷24番地の１　２棟206号
債務者　杉本　　唯
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７２号
神戸市垂水区五色山５丁目８番22号　勝見マンション205号
債務者　戸田　貴志
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２１号
神戸市北区甲栄台３丁目８番27―408号、従前の住所神戸市北区緑町２丁目４番４号
債務者　森　　英治
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５０号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の16市営夢野台住宅１―410号、従前の住所仙台市宮城野区岩切字畑中51番地の１伊藤借家６
債務者　近成多佳子（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６１号
神戸市長田区花山町２丁目10番16号
債務者　小林　康博
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６２号
神戸市長田区花山町２丁目10番16号
債務者　パパスべんとうこと　小林由紀子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６６号
沖縄県那覇市繁多川２丁目15番16号　セブンハウス302
債務者　菊池　慶一
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第７５号
沖縄県浦添市勢理客３丁目11番９―406号　砂川アパート
債務者　新城　　友
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第８３号
沖縄県那覇市金城３丁目９番地１　メゾンプライズ404
債務者　砂川亜梨奈（旧姓伊原）
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３６号
広島県福山市藤江町4838番地１
債務者　藤本　真希（旧姓金谷）
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第４０号
広島県福山市北本庄１丁目９番20号　レジデンス北本庄　Ａ202、住民票上の住所広島県福山市本町２番18号
債務者　濱田　誠司
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第４１号
広島県福山市引野町南１丁目２番６号
債務者　永野　弓子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第４３号
広島県福山市東深津町４丁目４番17号　レガーロ201
債務者　妹尾　真矢
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第４４号
広島県福山市熊野町乙1159番地５
債務者　牧平悠里江
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第５３号
広島県福山市明神町２丁目14番１―205号
債務者　八幡　直子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第４６号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷674番地　県営与那原第２団地304号
債務者　浜川　晃代
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部